

中之条町イメージキャラクター

利 用 規 程

第1条 目的

この規程は、中之条町イメージキャラクターの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 キャラクターに関する権利

キャラクターに関する一切の権利は、中之条町（以下「町」という。）に属する。

第3条 使用の申請

キャラクターを使用しようとするものは、あらかじめ中之条町イメージキャラクター使用申請書（以下「申請書」という。（様式第1号））に次の書類を添えて中之条町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申し込み内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体、学校及びその関係者等が業務の目的で使用する場合
- (2) 報道機関が調整に係わる報道および広報の目的で使用する場合
- (3) 年賀状等、個人で楽しむために使用するとき。
- (4) その他、町長が特に認める場合

第4条 使用の許可

町長は、前条に規定する使用の申請（以下「使用申請」という。）があった場合は、その内容を審査し、当該使用が中之条町のPRに寄与すると認めるときは、申請者にキャラクター使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、町長は必要があると認める場合には、キャラクターの使用法その他について、条件を付することができる。

第5条 遵守事項

第4条の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用に係わる物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等確認ができるものをもってかえることができる。
- (3) 第4条の許可を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (4) その他、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

第6条 使用料

キャラクターの使用は、無償とする。

第7条 使用許可の制限

町長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は、使用を差し止めることができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 中之条町の信用・品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利害を害するものと認められる場合
- (4) 政治活動、宗教団体に関するものと認められる場合
- (5) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの使用が適当でないと認められる場合
- (6) その他、町長が使用許可を不適當と認める場合

第8条 許可内容の変更等

使用者が使用許可の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ中之条町イメージキャラクター変更使用申請書（様式第3号）を町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 町長は、前項の申請に基づき、許可することが適切と認めたときは、キャラクター使用変更許可書（様式第4号）を申請書に交付するものとする。

第9条 許可の取り消し等

町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可（前条の追加または変更の許可があったときは、その追加または変更のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規定に違反した場合
- (2) 使用者が第4条の使用許可に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第7条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他キャラクターの使用継続が不適當であると認められた場合

2 町長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、その使用者にキャラクター使用許可取消書（様式第5号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による使用許可の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 町長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、または調査することが

できるものとする。

第10条 使用の非独占性等

この規定による使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について町の推奨を行うものではない。

第11条 経費等の負担

町は、この規程による使用許可の申請に要した費用および使用の実施に係わる経費または役務を負担しない。

第12条 損失補償等の責任

町は、キャラクターの使用を許可したことに起因する損害補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意または過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

第13条 情報の公開

町長は、キャラクターの使用許可の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクターの使用許可の状況等について情報を公開することができる。

第14条 事務

この規程に関する事務は、地域共創課が行う。

第15条 その他

この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規程は平成26年5月1日から施行する。

附則

この規程は令和6年4月1日から施行する。